

議案第 13 号

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 2 月 16 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 50 年杉並区条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部杉並区保健福祉サービス苦情調整委員の項及び杉並区公益監察員の
項中「120,000円」を「80,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する
条例別表の規定は、施行日以後の勤務に係る報酬について適用し、施行日前の勤
務に係る報酬については、なお従前の例による。

（提案理由）

保健福祉サービス苦情調整委員及び公益監察員の報酬の額を引き下げる必要があ
る。